

令和2年度地方分権に関する提案募集対応方針 兵庫県提案(13件)

| 区分 | 提案項目 | 対応方針(閣議決定) |
|------------------------|---|--|
| <p>実現 (法律改正)</p> | <p>認可地縁団体が出資者として株式保有できることの明確化 [県・市町連携提案:姫路市]</p> | <p>【地方自治法の改正】 地縁による団体に対する市町村長の認可については、地域的な共同活動が円滑に行われるよう、活動実態に合わせて認可の目的を見直し、<u>不動産等を保有する予定の有無にかかわらず、これを可能</u>とする。</p> |
| <p>実現 (省令改正)</p> | <p>特別永住者証明書の交付方法の弾力化 [県・市町連携提案:宝塚市]</p> | <p>以下に掲げる特別永住者証明書の交付については、特別永住者及び市区町村の負担の軽減を図るため、<u>令和2年度中に省令を改正し、本人の受領が確保される場合に限り、郵送によることを可能</u>とする。 ・住居地以外の記載事項の変更の届出に係る交付 ・<u>有効期間の更新の申請に係る交付</u> ・紛失等による申請に係る交付 ・汚損等による申請に係る交付</p> |
| <p>一部実現 (法律改正)</p> | <p>マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限の延長等 (更新可能な場所の充実)</p> | <p>【地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の改正の改正】 以下に掲げる地方公共団体の事務については、地方公共団体が指定する<u>郵便局において取り扱わせることができる事務に追加</u>する。 ①転出届の受付及び転出証明書の引渡し ②印鑑登録の廃止申請の受付 ③署名用電子証明書の<u>発行の申請の受付</u>及び当該申請に係る署名用電子証明書の提供並びに署名用電子証明書の<u>失効を求める旨の申請の受付</u> ④利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書の提供並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付</p> |
| <p>一部実現 (通知)</p> | <p>災害査定における実地査定の廃止及びWeb査定方式の構築</p> | <p><u>災害査定</u>については、<u>新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当分の間、WEB会議方式等による実施が可能</u>であることを、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年9月28日付け国土交通省都市局都市安全課、港湾局海岸・防災課、水管理・国土保全局防災課事務連絡、令和2年10月6日付け農林水産省農村振興局整備部防災課、林野庁森林整備部治山課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課事務連絡)] <u>机上査定の拡大</u>については、災害復旧の迅速化に資するよう、WEB会議方式等による<u>机上査定の実施状況や無人航空機による測量技術の進展等を踏まえて検討し、令和3年度中に結論</u>を得る</p> |
| <p>一部実現 (通知)</p> | <p>多面的機能支払交付金における実施状況報告の簡素化</p> | <p>多面的機能支払交付金については、地方公共団体等の事務負担の軽減を図るため、地域の農業者等が作成し地方公共団体が集計する<u>報告書の様式の変更を必要最小限</u>とするとともに、<u>活動記録又は金銭出納簿の項目と同等と認められる情報が記載された資料があることを確認した場合は、当該項目を省略した様式が使用可能</u>である旨を地方公共団体に令和2年度中に通知する。</p> |

| 区分 | 提案項目 | 対応方針(閣議決定) |
|--------------|--|--|
| 提案を踏まえて対応を検討 | 市町村がん検診（集団乳がんマンモグラフィ検診）における医師の立会い不要化 [県・市町連携提案:佐用町] | 集団で行う乳がん検診における乳房エックス線検査については、 <u>医師の立会いを不要とする方向で検討し、令和2年度中に結論</u> を得る。 |
| | 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条に基づく施設使用制限（休業要請）を個別施設ではなく、まずは業種別に要請できるようにすること | 施設の使用制限の要請等（24条9項及び45条）の在り方については、 <u>地方公共団体がその状況に応じて必要な措置を効果的に実施できるように、新型インフルエンザ等対策有識者会議等における議論及び新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえて検討</u> し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる |
| | 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設使用制限等の「指示」の実効性の担保 | |
| 予算編成過程で検討 | 起業支援金制度における補助対象期間等の見直し | — |
| | 災害救助法における「救助」の範囲への家屋被害認定調査等の追加 | — |
| | 被災者生活再建支援制度についての支援対象の拡大（被災全地域への適用、半壊世帯及び一部損壊世帯への適用） | — |
| 調整対象外 | 移住支援金制度における居住期間に応じた返還制度の廃止 | — (内閣府との調整において、関係府省との調整をしないと区分された項目) |
| | 公営住宅の許可取消後の家賃相当額の回収事務について、私人への一括委託を可能とする見直し | — (内閣府との調整において、関係府省との調整をしないと区分された項目) |